

平成14年12月12日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会
会長 朝日 稔

公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県が実施する公共事業等の新規事業及び継続事業のうち、兵庫県知事から平成14年11月5日及び11月18日に審査依頼を受けた対象事業17件について、各委員の様々な意見を踏まえ慎重に審議を行い、下記のとおり審査結果を取りまとめた。

事業の実施に当たっては、本審査会の意見を十分に尊重し、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

県では昨年度末に、社会基盤整備の方向性を示した「社会基盤整備の基本方針・プログラム」を、県民の「参画と協働」の下に策定し、計画的かつ効率的な事業執行に努めている。一方で、日本経済の先行きに不透明感が強まる中、公共事業を取り巻く環境は更に厳しく、限られた財源の中で、安全・安心なまちづくり、自然環境の創出・保全など、公共事業の一層の重点化が求められている。そのため、本審査会における事業評価は重要な役割を担っていると考えている。

本審査会では、兵庫県の投資事業評価システムに基づき、新規事業については、新規着手することの必要性、投資効果の大きさ、環境に及ぼす影響などの視点から、継続事業については、継続しなければならないことを客観的に明確に示しているか、社会経済情勢の変化に伴い事業目的に照らして投資効果が低くなっていないかなどの視点から審議を行った。

県が作成した評価調書は、事業の必要性、有効性・効率性、環境適合性、優先性の観点から整理されている。なかでも必要性、優先性の検討については、全県的にみて県民生活の向上に資するか否かという視点からの考慮が必要である。今回の審査ではこれらを総合的に判断し、新規事業の2件については着手することは妥当と判断し、継続事業の全15件の内2件を「休止」が妥当、1件を「一部計画見直しを含む継続」が妥当、残る12件は「継続」が妥当とした。

なお、早期に事業効果をあげるために、円滑な事業執行環境が必要である。特に用地取得等事業執行を遅らせる要因に対しては、過去の事例を踏まえつつ、より効果的な計画づくりが重要と考える。そのためには、既に兵庫県の道路事業において、県民意見を取り入れたルート及び構造検討などを先進的な取り組みとして実践した事例のように、計画段階で時間をかけて、県民との情報共有を図ることにより、事業実施のスピードアップに努めてもらいたい。

また、公共事業は「百年の大計」の視点に立った将来像を持ちながら、県民生活の必要性に応じ、適宜計画の見直し・修正を行い得る柔軟性を保ちつつ進めることも必要である。加えて、将来の県の姿を県民にわかりやすく問い合わせ、個々の事業の視点だけでなく、事業連携を図りながら総合的な視点で県土づくりをお願いしたい。

以下、各事業について、審議結果を付記する。

【新規事業】

(1) 道路事業

1 遠阪トンネル有料道路改築事業

遠阪トンネル有料道路は北近畿豊岡自動車道と一体となって有効活用することが効率的であり、両者の構造規格を合わせ、高速走行の安全性及び快適性を確保する必要があると判断されるため、遠阪トンネル有料道路の改築事業を新規着手することは妥当である。

(2) 都市公園事業・港湾環境整備事業

2 尼崎の森中央緑地整備事業

尼崎臨海地域は、我が国の近代化の過程においてかけがえのない自然を失うとともに、公害の発生など環境への負荷を与えてきた地域であり、また、産業構造の変化により活力が低下している地域である。

本事業は、尼崎臨海地域において失われた自然環境の回復と創造によりゆとりと潤いのある快適な都市環境を創出し、都市の再生を図っていく上でのパイロットプロジェクトとして、地域全体の森づくりを先導するとともに、大阪湾ベイエリアの新たな環境創造拠点を形成しようとするものであり、事業着手することは妥当である。

本地域を含む大阪湾ベイエリアは、今後近畿圏全体の活力の再生を担うべき枢要なエリアであり、長期的展望のもと、ベイエリア全体における本地域の果たすべき役割を見据えつつ今後とも事業展開を図られたい。

なお、今後事業を進めるにあたっては以下の点に配慮されたい。

- ① 本事業は、長期事業であることから、事業内容・手法を固定化するのではなく、時代に応じた取り組み（住民ニーズの把握、最新技術の導入等）を進めるとともに、事業の具体化にあたっては、住民への情報提供を積極的に行うなど透明性の確保に努められたい。
- ② 本事業において建設されるプールについては、周辺の類似集客施設の整備・運営状況等を踏まえ、行政の考え方だけではなく、民間のもつノウハウを積極的に活用し、効率的な整備、運営を図られたい。
- ③ 阪神間では、地域住民が水に親しむ施設が不足しており、施設等を整備するにあたっては、このニーズに対応した整備に配慮されたい。

【継続事業】

(1) 市街地再開発事業

1 相生駅前地区Aブロック市街地再開発事業

本事業は、平成11年度に土地所有者等が構成する市街地再開発組合の設立認可を取得し、事業着手しようとしたものである。しかしながら、当初予定していた核店舗が急遽出店を辞退する状況となり、近年の社会経済情勢の中、その後も新しいテナントの誘致に至らず、事業計画の見直しを余儀なくされたため、採択後5年経過（平成10年度事業採択）したにもかかわらず、未着手の状況である。

事業地は、JR相生駅前という相生市の玄関口に位置し、これに相応しい都市機能の整備や住宅等の整備の必要性が高い地区であり、早期事業着手が望まれている。

しかしながら、事業計画の見直しにはなお期間を要することから、この間、組合に対する補助事業を一旦「休止」するという原案は妥当である。

なお、事業計画の見直しにあたっては、関係権利者や住民の意見を踏まえつつ、建物規模も含め柔軟に対応するとともに、現在更地となっている事業用地については、駅前という立地を踏まえ、事業計画見直し期間中も、関係権利者等に働きかけるなど、その有効活用を図られたい。

2 中央北地区住宅街区整備事業

本事業は、平成10年度に土地所有者等による準備組合を設立し、事業着手に向けて取り組まれていた。しかしながら、当初予定していた都市基盤整備公団（旧住宅都市整備公団）の参画が得られず、その後も民間ディベロッパーの参画を図っているが実現にいたらず、事業計画の見直しを余儀なくされたことから、事業採択後5年経過（平成10年度事業採択）したにもかかわらず、未着手の状況である。

事業地は、川西能勢口駅周辺地区に隣接した交通等生活利便性が高い地区ながら、住宅と工場が混在するとともに道路等の公共施設が不足し、防災上及び住環境上の課題を有する市街地である。このため、この立地を活かした土地利用転換や道路・公園等の基盤整備の必要性の高い地区であり、早期事業着手が望まれている。

しかしながら、事業計画の見直しにはなお期間を要することから、この間、組合に対する補助事業を一旦「休止」するという原案は妥当である。

なお、事業計画の見直しにあたっては、関係権利者や住民の意見を踏まえつつ、本地区にふさわしい土地利用転換に向けた検討を図られたい。

3 六甲第5地区優良建築物等整備事業

4 兵庫・長田第3地区優良建築物等整備事業

両事業は、平成10年度に事業採択を受け、阪神・淡路大震災で被災したマンションを住民が再建しようとするものであるが、建て替えに反対する一部住民から建て替え決議無効の訴訟が提起されるなど住民間の合意形成が遅れており、事業採択後5年を経過したにもかかわらず、未着手の状況である。

しかし、いずれのマンションも被災のため危険な状態にあること、住民の多くは長期にわたる仮住居での生活を余儀なくされていることから、住民の合意形成ができ次第、速やかに事業着手する必要があると判断されることから「継続」とする原案は妥当である。

なお、今後、事業を進めるにあたっては、建て替えに反対している住民の意見を汲みつつ慎重に手続きを進められたい。

(2) 道路事業

5 国道373号 円光寺バイパス

本事業は、線形不良区間を解消し、事故多発、落石、凍結等の危険性の改善・解消を図る必要があると判断されることから、「継続」とする原案は妥当である。

しかし、平成5年度に採択され、用地買収率は94%となっているものの、トンネル両坑口部での用地買収の難航及び2箇所の埋蔵文化財調査等により、事業全体の進捗率は47%と遅れていることから、早急に用地買収を進め事業進捗に努められたい。

なお、自然環境に恵まれた地域であり環境の保全に対しては十分に配慮されたい。

(3) 河川事業

6 法華山谷川水系法華山谷川

本事業地は、平成2年9月の台風19号により、甚大な浸水被害が発生した地域であり「継続」とする原案は妥当である。

しかし、進捗率は19%と低いことから、地域住民の安全と安心を確保するためにも、早期整備に努められたい。

また、築堤等の河川整備だけでなく、河川の治水安全度や浸水実績図等の情報を地域住民へ周知する等のソフト面での取り組みを進めるとともに、下水道事業との連携による内水対策や農政部局との連携による農地保全等を図るなど、総合的な治水対策を講じられたい。

(4) 港湾事業

7 明石港西外港地区

平成5年度に着手した第1工区は平成14年度に概成予定であり、360mの物揚場が利用可能となるなど進捗率は79%となっている。船舶の輻輳の解消や稼働率の向上等を図るため、残る第2工区の早期整備に向け「継続」とする原案は妥当である。

8 津名港塩田地区

本事業は平成5年度に採択され、防波堤が完成するなど進捗率80%と順調に進捗している。

本事業周辺地域では、船舶が輻輳する等安全で効率的な漁業活動を妨げており、残る係留施設、泊地浚渫及びふ頭用地等の整備が必要と判断されることから「継続」とする原案は妥当である。

(5) 海岸事業

9 坂越港海岸

本事業は平成5年度に採択され、進捗率77%と順調に進捗している。

護岸の老朽化が進み、越波による被害も発生しているため、護岸改良による防災機能の向上等を早期に図る上で必要と判断されることから「継続」とする原案は妥当である。

10 尼崎西宮芦屋港海岸

当地域はゼロメートル地帯を抱え満潮時に浸水することから、多大な浸水被害を防止するための防潮機能が必要である。そのため、平成13年度に完成した新閘門本体に接

続する防潮堤や、閘門等の集中制御と多数点在する陸閘・樋門を集中監視する集中コントロールセンターの整備等による防災機能の高度化と安全性の向上が求められている。

本事業の進捗率は81%となっており、早期完了に向け「継続」とする原案は妥当である。

(6) ほ場整備事業

11 印南地区

12 照来地区

両事業は、平成5年度に事業採択された農業経営安定化に必要なほ場整備である。現在、進捗率は印南地区において96%、照来地区において85%となり、面工事も平成14年度末には完了する予定であることから、残事業の早期完成に向け「継続」とする原案は妥当である。

(7) 林道整備事業

13 神鍋蘇武線

本事業は、平成5年度に事業採択され、進捗率は70%である。本事業は、早期に森林の合理的経営管理、森林の多目的機能の維持増進及び地域の振興を図る上で必要と判断されることから「継続」とする原案は妥当である。

(8) 農道整備事業

14 佐のう地区

本事業は、輸送ルート等の合理化を促進して農産物等の輸送費軽減を図る農道整備事業として必要な事業である。しかしながら、計画日交通量が1,000台以下と少ないことから、全延長を2車線で整備するのではなく、1車線に待避所を設置するなど、一部計画を見直すべきと考える。

そのため、原案の「継続」を「一部計画見直しを含む継続」と変更することが妥当である。

(9) 工業用水道事業

15 加古川1期工業用水道改築事業

本事業は、平成11年度に事業採択され、平成19年度に完成予定の事業である。昭和36年に敷設され老朽化してきた配水管及び関連施設等の改築を行い、東播磨臨海工業地帯の工業用水需要に対応しつつ施設機能を保持するとともに、震災時の給水安定性の向上を図る上で必要と判断されることから「継続」とする原案は妥当である。